

小牧市監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果について次のとおり公表する。

令和4年11月30日

小牧市監査委員 伊藤 二三

小牧市監査委員 稲垣 衿子

定期監査の結果について

記

第1 監査の対象及び実施期間

教育委員会

教育総務課、学校給食課、学校教育課、学校教育ICT推進室

小中学校（米野小学校、桃ヶ丘小学校、北里中学校）

対象期間 令和4年4月1日から令和4年7月31日までの所管業務

実施期間 令和4年8月25日から令和4年10月13日まで

第2 監査の方法

小牧市監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、各課に共通する収入・支出事務、契約事務、補助金交付事務、公有財産管理事務、旅費及び時間外勤務手当等支給事務などの財務事務及び個別の事務事業において、それぞれ抽出による関係書類や監査資料等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

第3 監査の結果

監査を実施した範囲においての各所管の事務事業の執行処理状況については、一部の是正・改善を要する事項を除き、適正に執行されていると認められた。なお、軽微な事務の誤りについては、その都度是正指導を行った。

各所管の監査の結果及び意見は次のとおりである。

【教育委員会】

《 教育総務課 》

指摘事項

(1) 庶務事務について

旅費の支給金額が誤っていたもの（過少支給）

(2) 契約事務について

契約書に収入印紙が貼付されていなかったもの

意見

- ・ 教育総務課においては、毎年度、道路管理者や警察など関係機関と連携し、市内の全小学校を対象に通学路を点検しており、現場の状況や学校・保護者からの要望等を総合的に勘案し、適切な安全対策を実施されている。

その対策の一つとして、みどり線（グリーンベルト）及び看板の設置が挙げられるが、自動車が通れる場所であって、歩道がない又は歩車分離がされていない通学路については緑色の塗装を施し、自動車の運転手に注意を促しているとのことであった。

しかしながら、安全対策を実施しているにも関わらず、みどり線が持つ意味について運転手への周知が不十分と考えられる。引き続き、関係機関の協力をいただきながら、みどり線の効果的な周知について取り組むとともに通学路の安全確保に努められたい。

《 学校給食課 》

指摘事項

(1) 契約事務について

- ア 主管課での見積徴収において、予定価格調書を予定価格封筒に入れた形跡がなく、予定価格の正しい取り扱いがされていなかったもの
- イ 落札金額と契約金額が異なっていたもの

意見

- ・ 安全で安心な給食の提供に当たって異物混入を防ぐことは重要な課題であり、各給食センターでは食材の納品時や調理時において目視や手で触れての確認を実施し、異物が発見された場合には原因を特定し、関係者に情報共有を行うことで再発防止に努められている。

給食に関わる事業者も、異物の混入が発生すれば大きな影響を受けることから同じ問題意識を共有することを目的とした意見交換の機会を設けるなど、更なる発生防止に努められたい。

《 学校教育課 》

指摘事項なし

意見

- ・ 学校現場においては、「学び合う学び」を教育の基本目標とし、児童生徒同士或いは児童生徒と教員、又地域や家庭での学び合いを大切に、他者と意欲的に関わりあって自己の学びを追求していく教育が実践されている。この「学び合う学び」で人と関わり合いながら学ぶ姿勢は学校に限らず職場においても大切なことであると思われる。
- ・ 日本語指導が必要な子どもの学習支援協働事業を委託し、その授業料は受託者が徴収し収入としているとのことであった。

本事業は補助事業に相応する側面を持つてはいるものの、協働提案事業化制度に基づく委託事業であり事業により得た収入は、原則市に属すると考えられることから、引き続き事業を推進される中であり方を検討されたい。

《 学校教育 I C T 推進室 》

指摘事項

(1) 契約事務について

主管課での見積徴収において、予定価格封筒を作成していなかったもの

意見

- ・ 学校教育 I C T活用支援業務委託は公募型プロポーザル方式によって参加者を募り、審査した後、最適者を選定しているが、参加資格の一つに「愛知県内での I C T活用支援業務の受託又は I C T活用支援の実績を 1 件以上有している者」を求めている。これは、受注者が本業務を達成するために必要な人員の確保ができるよう要件として入れたものであるが、そのことにより参加者が限定され、競合他者の参入を妨げている可能性がある。

今後も同様の方法によって業者を選定される場合については、参加資格の再考を検討されたい。

《 小中学校（米野小学校、桃ヶ丘小学校、北里中学校） 》

指摘事項なし

意見

- ・ 学校においては、運用ルールに則った備品管理システム活用や、年に一度の備品の点検実施など、適正な管理に努められているものの、学校ごとの物品の管理については差が見られたことから、使用状況に合わせた保管場所の修正や、使用できない物品の速やかな廃棄など、日常的に適切な管理を行うよう努められたい。
- ・ 学校の内部統制については、今後具体化していく段階にあり、その入り口としてリスクマネジメントが考えられる。学校を取り巻くリスクを共有し、対応策を話し合うなど、リスクマネジメントを通じて、内部統制環境の整備を進められたい。